誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて ~全ての人が参画し、共に学び合う社会教育のあり方~ (報 告)

> 令和 4 年 10 月 第 37 期静岡県社会教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第1章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の現状と課題 ・・・・・・3 (1) 静岡県における生涯学習社会について ・・・・・・・・・・・・3 (2) 様々な背景を有する人たちの生涯学習・社会教育について ・・・・4 ア 障害のある人たちについて イ 外国籍の人たちについて ウ 多様な背景を有する人たちについて
第2章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成を阻む要因「孤立」とその分析 (1)「社会で孤立しがちな人」から「孤立させたくない人」へ ・・・・9 ア「社会で孤立しがちな人」とはどのような人なのか イ「社会で孤立しがちな人」の特徴等について ウ「社会で孤立しがちな人」の表現について エ「人」から「状況」に視点を変えて (2) 孤立を作り出す状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 誰もが共に学び合うための生涯学習社会の形成に向けた手立て · · 17 (1)「社会教育」の自由な学び合いで、孤立の「状況」を打開する· · · · 17 (2) 孤立を作り出す状況を打開するために大切にしたい考え方 · · · · 17 ア「社会全体に困り感の理解が得られていない」状況の打開策 イ「学習機会及び活動の情報を届けられていない」状況の打開策 ウ「学ぶこと、つながることへの安心感がない」状況の打開策 (3)「学習機会・施設」の充実に向けて · · · · · · · · · · · · · · 23 (4) 孤立を自分にも起こり得る状況と捉えて、お互いに認め合い学び合う社 会へ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第 37 期静岡県社会教育委員を終えて・・・・・・・・・・27
おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・33

巻末資料	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	36
第37期静岡	県	生会	会教	きょう はい こうしゅ かいしゅう かいしゅう かいし しょう かいし しょう かいし しょう かいし しょう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	育氢	委員	3 4	会口	Þħ	間幸	设台	늨																

- 第37期静岡県社会教育委員名簿
- 第37期静岡県社会教育委員会審議経過の概要
- 第37期静岡県社会教育委員会ワーキンググループ会議審議経過の概要

使ってみよう、やさしい日本語

静岡県立ふじのくに夜間中学校

はじめに

令和2年11月に組織された第37期社会教育委員会への諮問題は、「誰もが 共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて〜全ての人が参画し、共に学び合う 社会教育のあり方〜」であった。改めて述べるまでもなく、少子化による人口 減少や急速な高齢化など、地域社会はさまざまな課題に直面している。このよ うな状況にあって、子供から高齢者まで全ての人が元気に活躍し、安心して暮 らすことのできる社会を作るために重要となるのが、生涯学習社会の形成であ り、その形成のための中核的役割を担うであろう社会教育に寄せる期待は大き い。国にあっても、中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに 向けた社会教育の振興方策について」(平成30年12月)で、社会教育が大き な役割を持つことが提言されている。

本県にあっては、第36期で「社会教育と子供の貧困」を諮問題に協議がなされ、貧困家庭に限らず障害者、外国籍の人々、ひとり親世帯など困難を抱え、孤立しがちな人々へのアプローチの難しさなどの意見が出され、誰もが共に学び合う包摂的な社会教育のあり方が今後の課題となっていた。本報告は、このような背景を受け、委嘱を受けた12名(うち1名は任期途中で交代)の社会教育委員の継続的・多角的な協議による成果である。

生涯学習は、あくまでも個人の自由意思のもとで行われる活動にあることを前提とするものの、その学習活動の機会を不幸にして失ったり、活動の情報さえも得られない状況が少なからずあるという実態を重視し、そのセーフティーネットとしての社会教育のあり方という観点から協議を行った。とりわけ、誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成を阻む要因とはどのようなものか、学習活動上の「孤立」という側面から発見的に分析し、その上で、誰もが共に学び合うための手立てについての検討を行った。これは、社会教育法でも述べられている学習の環境醸成という、我が国の社会教育の本質を突いた検討でもある。

上述の検討にあたっては、特に社会教育における相互学習という考え方に立った検討が行われた。それは、学習を支援する者と支援を受ける者という関係でなく、共に学び合う者同士という対等な関係で学習活動が行われる社会教育の特長を言う。上述の課題解決にあってこの特長を生かすことがこれまで以上に期待され、ひいては、さまざまな属性や環境などにかかわらず、地域に住む全ての人が学習に参画することが新たな地域づくりにつながるに違いない。

また協議では、本県が目指すべき持続可能な生涯学習社会の将来展望についても触れた。このような生涯学習社会は、そう遠くない人工知能(AI)時代を見据えた高度生涯学習社会のことであるが、それは世界中でもその姿を描かれていない。そのような点についても自由闊達な意見交換が行われた。

周知のとおり、社会教育委員の制度はいわゆる独任制であることから、委員個人の意見も尊重している。そこで、委員それぞれの立場からの貴重な意見もあわせて掲載している。

本報告は、社会教育委員の社会教育法における職務上、直接的には本県における社会教育行政および関係行政への提言という性格を持っている。しかし、今回の諮問題の特徴から、行政関係以外の社会教育関係者、さらには地域におけるさまざまな学習活動に取り組んだり、関心を持っている方にとっても有益になるよう、構成に工夫を施した。本報告が、多くの県民の皆様に読まれ、本県における社会教育の益々の発展に資することができれば幸いである。

最後になるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が依然求められる 社会状況下にあっては、短期的にも長期的にも生活様式の変革を余儀無くされ ている。紙幅の関係で詳述は控えるが、社会教育は、このような生活様式の変 革に対して、新しい生活様式の学習という観点から支えてきた歴史を有してい ることから、期待と同時に責任も大きい。上記感染症の終息を切に願うととも に、新たな生活創造にあって、社会教育がその役割の一端を担うことも期待し たい。

第1章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の現状と課題

(1) 静岡県における生涯学習社会について

我が国では、「生涯学習の理念」が教育基本法第三条に明記され、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と定められている。

県では、生涯学習の振興のため、様々な施策を推進し、地域における生涯 学習に係る機会の整備を全庁体制で取り組んでいる。近年では、県立夜間中 学¹の整備やリカレント教育²の推進を図っている。市町においても、県社会 教育課が毎年実施する社会教育状況等調査によると、公民館や生涯学習施設 等を利用し、様々な学びの場がほぼ全ての市町で設けられている。また、図 書館や地域の読書ボランティアにより読書活動の推進が図られている。さら には、全市町に社会教育委員が置かれ、社会教育の推進に尽力している。他

方で、各市町の首長部局や民間団体によっても子育て世代や高齢者向けのサロン活動など、数多くの学びの場が設けられている。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる世代でICT³等を活用した学びも急速に普及し、学びの姿も様々に変化している。



このように、各地域で様々な主体が生涯学習・社会教育の機会を設置し、いつでも、どこでも、だれでも、学ぶことができる生涯学習社会の形成に向けた取組が推進されている。

その一方で、「社会教育と子供の貧困」を諮問題とした第36期静岡県社会教育委員会では、貧困家庭の子供も保護者も、貧困に起因した様々な制約により、学習機会が十分に届けられていない現状が各委員から報告された。さらに、社会教育を推進する上で、障害のある人、外国籍の人など、生活上の

¹ 静岡県立ふじのくに中学校(令和5年4月開校)。様々な理由により、日本や海外において9年間の普通教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人が、 文部科学省の定める中学校の学習内容を学ぶための学校。磐田本校と三島教室がある。

² 一般的に、学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと

³ Information and Communication Technology の略、訳:情報通信技術、通信技術(インターネット等)を使って情報や知識の共有や伝達をする技術(使い方等)のこと

困難を抱えた社会的に孤立しがちな人々へのアプローチの難しさが挙げられ、包摂的な社会教育のあり方が、今後の課題として挙げられた。それとともに、共に学び合う者同士という対等な関係で捉える社会教育だからこそ、誰もが学びの場に参加しやすく、公的な支援とは異なる形で働きかけができる可能性も示唆された。

(2) 様々な背景を有する人たちの生涯学習・社会教育について

本節では、様々な背景を有する人たちのうち、主に施策の対象となっている障害や国籍、年齢等によって、集団で共に学び合う機会が届きづらい人たちの生涯学習・社会教育の現状とその課題について報告する。

ア 障害のある人たちについて

令和2年3月時点で、県内に在住する身体障害のある人は約12万2千人、知的障害のある人は約3万6千人、精神障害のある人のうち、入院患者数は約5千人、通院患者数は約4万9千人である。同期の県内人口が約363万人であり、約21万2千人の障害のある人は全人口の6%程度となっている。また、数年前に比べ各種の人数は増加傾向にある。



障害のある人たちの生涯学習の現状は、平成30年度に文部科学省が「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等アンケート調査」4を実施し、障害者の生涯学習活動への参加状況、参加の阻害要因・促進要因、学習ニーズ等について把握している。その結果によると、「共生社会」の実現に向けて学習機会が充実されることについて、重要であるとする回答者が81.1%を占める一方、学習の場やプログラムが身近に「ある」と感じている回答者の割合は30.5%と低くなっている。

そのほかに、生涯学習に関する課題(複数回答可)として多い回答は、「一緒に学習する友人、仲間がいない」、「学習費用を支払う余裕がない」、「学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない」などが挙げられ、表1のとおりどの項目も約7割に達していた。

⁴ 障害者本人あるいは家族に障害者がいるリサーチモニターに対するインターネット調査。H30.11.29~12.5 に実施。回答者数は 4,650 名、障害種としては身体障害(視覚・聴覚・肢体不自由)、知的障害、精神障害、発達障害、その他として、各障害種それぞれ 400 名以上の回答者を確保した。なお、ここでいう障害者には障害者手帳を持っていない者も含まれる。

表 1 学校卒業後における生涯学習に関する課題

調査項目	%
一緒に学習する友人、仲間がいない、あまりいない	71. 7
学習費用を支払う余裕がない、あまりない	71. 5
学ぼうとする障害者に対する社会の理解がない、あまりない	66. 3
生涯学習の機会がない、あまりない	65. 7
学ぶ場に出かけていく勇気がない、あまりない	62. 9

さらに、公民館や生涯学習センター等を対象とした、同省が実施した社会教育施設(公民館・生涯学習センター等)へのアンケート調査⁵では、障害者の学習活動の支援に関わった経験が「ある」との回答は14.5%であった。また、「障害者への学習活動支援」支援体制の有無については(表2)、障害者への学習支援事業を行っている社会教育施設は1割程度にとどまっており、障害者の学習活動の支援に関わる担当者や組織は更に少ない状態であった。そのほかに、「障害の有無にかかわらず参加可能な事業・プログラム」を促進できたと考えられる上位の要因は、「障害者が使いやすい施設・設備の整備」、次いで「障害の有無に関わらず分け隔てなく学習をすることへの理解促進」が挙がっている。

表2 「障害者への学習活動支援」支援体制の有無

調査項目	%
障害のある人の学習活動の支援に関わる「事業」がある	10. 3
障害のある人の学習活動の支援に関わる「担当者」がいる	5. 6
障害のある人の学習活動の支援に関わる「組織」がある	3. 3

続いて県内の状況は委員の意見を中心に報告する。県内には、障害のある当事者で構成される団体が企画運営する学びの場はある。また、障害者支援団体や大学等が企画運営するスポーツ・芸術活動や社会生活に関わる学習などの学びの場は、十分とは言えないが充実してきた。しかし、身近な公民館や生涯学習施設等で実施される学びの場は十分とは言えない。合

^{5 「}学校卒業後の障害者が社会教育施設において学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関するアンケート調査」。全国の都道府県、市町村下の公立公民館、生涯学習センター等の社会教育施設対象。H31.1.7~2.4 に実施。回答数 2,734 施設(公民館 80%、生涯学習センター10%、その他 10%)

理的配慮の観点から、参加申込があれば、参加可能である。しかし、障害のある人の参加の機会が限られていることから生じる学ぶことや学びに参加することへの不安を考えたとき、学習内容は一部の分野に内容が偏っていたり、体制面では付き添いや送迎の制限がされていたりして、当事者目線で考えられているとは言えないものが多い。また、参加するために必要な配慮(支援)が用意されていない、可能な合理的配慮が周知されていない等で、誰もが安心して参加できる体制が整っていないことがある。

このように、県内の障害のある人たちの生涯学習を支える体制は、一部では充実してきたが、全体として決して満足できるものではないと考えられる。特に、身近な公民館や生涯学習施設等における学びの場や機会の充実は、喫緊の課題ではないだろうか。

イ 外国籍の人たちについて

県内の在留外国人の人口は、平成2年6月「出入国管理及び難民認定法」改正法の施行後増加を続け、平成20年には10万人を超えた。その後、世界的経済危機の影響を受け、減少を続けたが、平成27年から増加に転じ、令和3年12月時点で、97,338人(47都道府県中第8位)である。国籍別ではブラジル人が最も



多く、次にフィリピン人、中国人と続く。近年はベトナム人が急増している。在留外国人の割合の上位3市町は表3のとおりである。市町によっては人口の6~7%と相当な比率で外国人が在住している。

順 位	1	2	3							
市町	菊川市	吉田町	湖西市							
人口比率	7. 80%	6. 50%	6. 19%							

表3 県内在留外国人の割合

※市町の人口は令和4年1月1日現在の推計人口、在留外国人数は令和3年12月末現在

県多文化共生課では、多文化共生施策の基礎資料とするため、令和2年度に「静岡県多文化共生基礎調査」⁶を実施した。そのうち、外国人調査の

⁶ 外国人県民 4,000 人 (ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、韓国・朝鮮、ペルー、インドネシア、ネパール)、日本人県民 1,000 人が調査対象。回答数 (外国人県民 1,593 人、回収率 39.8%)、(日本人県民 415 人、回収率 41.5%)

結果から、日本語の会話能力について(表4)、「公的施設や病院で、通訳なしでも問題なく意志疎通ができる」と回答した人の割合が40.1%で最も多く、次いで「自分の家族や国などについて簡単な質問に答えることができる」が24.9%だった。

また、県や市に望む行政サービスでは、「災害時に多言語や「やさしい日本語」「で情報を提供する」が43.9%で最も多く、「外国人の日本語学習を支援する」が41.9%だった。

表 4 日本語の会話能力

調査項目	%
公的施設や病院で、通訳なしでも問題なく意志疎通ができる	40. 1
自分の家族や国などについて簡単な質問に答えることができる	24. 9
買い物をするときに自分の希望や条件を詳しく説明できる	19. 1
名前や出身地など、簡単な自己紹介ができる	11.6
日本語での会話はまったくできない	2. 0

団体や行事の参加では、表5の調査項目において、どれも「参加したことはない」が最も多い。「積極的に参加している」との回答が最も多かったのは「地域の行事(お祭りや地域運動会等)」で 9.7%であった。また、「地域の行事」に参加経験がある人(「積極的に参加している」+「参加したことがある」と回答した者)の割合は43.2%であった。

地域の行事(お祭りや地域運動会等)への参加経験がある人と日本語の会話能力との関係では、「買い物をするときに自分の希望や条件を詳しく説明できる」と回答した人では40.8%、「日本語での会話がまったくできない」と回答した人では38.8%が参加したことがあった。

表5 団体や行事に積極的に参加

調査項目	%
地域の行事(お祭りや地域運動会等)	9. 7
教会など宗教団体の礼拝や活動、行事(お祭りやスポーツ等)	8. 2
宗教団体以外の同国人団体の会合や行事(お祭りやスポーツ等)	4. 3
自治体やボランティアによる日本語教室	3. 0

⁷ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

日本語学習に関して言えば、行政や民間団体により様々な場所で無償の 日本語教室が開催されている。しかし、ニーズがあるにもかかわらず、実際は参加に結びついていないと言えるだろう。そのほかの学びについても、 外国籍の人たちの中には、学習意欲がありながら、母語や習慣の違いとは 異なる何らかの理由により参加できていないことが考えられる。

全国的に在留外国人が多い本県において、彼らは地域を支える重要な住民であり、学びを通じて住民同士がつながることは大変意義がある。また、地域防災の観点からも、全ての住民がゆるやかにつながっていることは重要である。したがって、地域で学習を支援する者は、外国籍の人が学びに参加できていない理由が何なのか考え、誰でも参加しやすい学びの場や機会を考えなければならない。

ウ 多様な背景を有する人たちについて

県内には、これまで述べてきた背景以外にも、年齢や性別等の多様な背景を有し、それらをきっかけに、地域で行われる学びから孤立しがちな人たちがいる。

例えば、高齢者である。県内では、令和4年4月時点で、75 歳以上の後期高齢者は約57万人に達した。県の総人口に占める割合は15.8%と過去最高となっている。生活圏が徐々に狭まってくる後期高齢者にとって、身近な公民館や生涯学習施設等は貴重な学びの場にな



っている。しかし、年々それらの施設は数を減らし、身近に通える学習の場が失われている。また、常勤職員数も年々減少し、学びの場を充実させていくことが危ぶまれている。委員からは、高齢者にとって市町の中心部にある学習施設等に通うことは難しいという意見が挙げられた。

本節では、「様々な背景を有する人たち」として、主に施策の対象となっている人たちの生涯学習・社会教育の現状と課題について述べてきた。ただし、学習機会が届きづらい全ての人の背景を十分に把握し、ここで報告することは困難であった。本委員会では、本節で挙げた様々な背景を有する人たちを含め、集団で共に学び合う機会が届きづらい人たちを「社会で孤立しがちな人」という表現で示し、次章では「社会で孤立しがちな人」を更に詳しく捉えようと協議した結果を報告する。

第2章 誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成を阻む要因「孤立」とその分析

(1)「社会で孤立しがちな人」から「孤立させたくない人」へ

ア 「社会で孤立しがちな人」とはどのような人なのか

我々は、諮問題「誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて」を協議する上で、まず「誰もが」という部分に注目した。第 36 期社会教育委員会では、困難を抱え孤立しがちな故に地域における学習機会が届きづらい人たちへのアプローチの難しさが挙げられた。誰もが共に学び合う生涯学習社会を形成するためには、生涯学習・社会教育の立場から、このような人たちに、どのようなアプローチができるか議論する必要があった。

この課題に取り組むにあたり、第1章では、そのような人々の現状と課題について見てきたが、本章では、具体的な支援策やアプローチの方法を検討する前の段階として、学習機会が届きづらい「孤立しがちな人々」とは何を意味しているのかを深く検討することとした。最初に、「社会で孤立しがちな人」とは、具体的にどのような人なのか、共通認識を図るため、各委員がそれぞれの立場で意見を出し合い共有したので、表6にて委員の意見の一部を紹介する。

表6 「社会で孤立しがちな人」とは、どのような人なのか。

- ・遠慮があり、こもりがちな人
- ・自己肯定感が低いなどマイナス思考の人
- ・福祉の支援が必要な人
- 一人を好む、強い人
- ・性格が個性的な人
- ・周りにつながりがなく、支えがない人
- ・経済的に生きることが大変な人
- ・身体的精神的に事情がある人
- ・家族に事情がある人
- ・外国にルーツがあるなどで言葉の壁がある人
- 情報に疎遠な人

そのほかに、「コロナ下において更に孤立してしまっている人がいる」、「困った人は見方を変えれば困っている人なのではないか」、「孤立しがちな人に応じて地域か行政か役割分担をして関わる必要がある」などの意見も出された。また、「社会で孤立しがちな人」を考えていった結果、孤立は決して他

人事ではなく、自分事と捉えることが大切であることに気づかされた。そして、孤立に陥る前に、いかに地域の人とつながり、自らが学び続ける環境に身を置くなど、孤立しないための準備が重要であると考えた。

さらに、「社会で孤立しがちな人」について共通理解を図る中で、本委員会では「孤立」の意味を、

「参加の意思表示の有無にかかわらず、学習活動へ参加を必要としているの に参加できずにいること」

と整理した。なお、本委員会で協議の対象とした学習活動は、主に学習形態 として集団で行う学習活動を指している。

イ 「社会で孤立しがちな人」の特徴等について

上述のとおり「社会で孤立しがちな人」について、各委員から多様な意見が出された。本委員会では、学習機会への参加を働きかけたい対象をさらに明確にするため、それらの意見から特徴等を見い出そうとした。

表7に、委員から示された特徴等を紹介する。

表7「社会で孤立しがちな人」の特徴等について

- ・コミュニケーション能力、家庭環境、独居高齢者、障害者、外国人
- ・自分自身の性格と状況・現状、家庭環境、地域の環境、社会の環境
- ・身体的要素(性格・志向、障害・病気・老化)社会的要素(生計、言葉・情報、心の支え、安心感)
- ・経済的貧困な人、身体に障害のある人、自分の居場所のない人、人と のつき合いが苦手な人、情報が入らない人
- ・経済的な事情がある人、障害や病気のある人またはその家族、言葉や 文化の壁(がある人)、他との関わりが好きではない人
- ・① 理解してもらえない・知られたくないから:病気や障害
 - ② 気持ちが苦しくなるということから:経済的な理由
 - ③ 外からわかりにくい、助けてが言いにくいことから:虐待・DV
 - ④ ①~③ に当てはまらない(外国人や性的少数派など)
- ・行政の施策の対象になっている人、対象にしなければいけないが対象 になっていない人
- ・言葉、気持ち・心情(性格も含む)、(狭義な)環境(独居、介護、 障害)、世代
- ・あえて積極的に人とかかわらない人、情報獲得量が極めて少ない人、 逆に情報が多すぎて混乱している人

これらの示された特徴等について、共通もしくは類似したものを整理しようと話し合う中で、一部の委員から今後の協議の方向性に関わる貴重な意見があった。

表8に、その一部を紹介する。

表8 協議の方向性に関わる意見

- ・「孤立」状態に陥るのは、個人に何かしらの事象が起きた際に、必要な情報が得られず、それに対応できない結果の現れであるから、特徴等は分けられない。
- ・どうして社会で孤立するのか、その理由から分けた。
- ・人に対して何らかの評価が加わらない表現を心がけたい。
- ・分類という作業には盲点があり、分類するとどれか一つになってしま う。どこかに当てはめるのではなくて、要素(観点)を横断的にもっ ている結果、孤立を深めている人たちがいるという視点は忘れてはい けない。

このように、当初我々は、「社会で孤立しがちな人」とは、どのような人なのか共通認識を図ろうと、その特徴等を話し合った。そして、各委員から出された様々な特徴等を簡潔にまとめようと協議を重ねた。その中で、表8にある意見をきっかけに、我々の視点が、社会で孤立しがちになっているのは、その人がもつ特徴等に起因しているのではなく、社会環境が生じさせているのではないかというものに転換していき、議論が大きく進んでいった。このことについては、別項の工で述べる。

ウ 「社会で孤立しがちな人」の表現について

同時に我々は、「社会で孤立しがちな人」という表現について、現在当事者にあたる人がこの表現を目にした際に、どのような気持ちを与えるのか、慎重に考える必要があると考えた。「孤立」という言葉を使った表現は適切なのか、学びへの参加を働きかけるような前向きな表現のほうがいいのではないかなど、どのような表現が適切なのか協議をした。

表9に、委員から提案された意見を紹介する。

表 9 「社会で孤立しがちな人」に代わる新たな表現案

- ・「活動から隔絶されてしまう人」
- ・「個々のニーズに情報やものが届いていない人」
- 「社会とのかかわり合いを応援したい人」
- ・「社会との連携を支援したい人」
- ・「地域社会との有縁(有援)したい人」
- ・「手を差し伸べたい人」
- ・「社会が学びの支援をしたい人」
- ・「社会が学びの応援をしたい人」
- 「孤立させたくない人」
- ・「孤立させない人」

各委員からは、「孤立」を使わない表現かつ前向きな印象を与えると思われる意見が数多く提案された。そのほかに、「新たな表現が支援を押しつけるような印象を与えない言葉にしたい」や、「その人たちと一緒に学びたいという視点で表現したい」という意見もあった。一方で、「孤立」の言葉にあまり消極的な印象を持つ必要はないのではないか、支援を押しつけていると考えすぎる必要はないのではないか、そう考えすぎること自体が特定の評価をしているのではないか、という意見もあった。

他方では、言葉自体は「孤立」という言葉を使ったほうが、読み手にとってわかりやすいのではないか、我々の伝えたい思いが伝わるのではないかという意見が出された。さらに、情報化社会が進展する今、インターネット等で検索するとき、「支援」等の語句より「孤立」と入っていたほうが、検索結果として本委員会報告書が表示されることも多くなるのではないか、報告書が多くの人々の目に触れることが重要ではないかという意見も出された。

社会教育は「教育」とつくが、その考え方には、お互いに学び合う、お互いに成長し合うというものがある。教える・教わるという関係性が固定的ではなく、教える者と学ぶ者が状況によって流動的に交代し、そういう中での教え合い学び合うという性質がある。ゆえに、本委員会では、孤立している人と共に学びを進めていきたい、ただひたすら対等な関係の下で、応援していきたいという思いで、「孤立」という表現を使うこととした。

また、「社会」という語句の使い方についても述べておく。孤立はどこに

生じるのかと言ったときには、「社会」という大きな人の集団だと考えられる。しかし、孤立の始まりは、隣近所の人と縁が切れてしまう、身近な家族ともかかわれなくなるなど、とても身近な小さな集団なところから始まっていくのではないか。結局は、身近なそのつながりをつながなければ、孤立はなくならないのではと考え、あえて「社会」と使わないようにした。

我々は、「社会で孤立しがちな人」という表現について、当事者の目線になって、どのような表現が適正なのか模索してきた。結論としては、どれか一つに表現を固定化するのではなく、「孤立しがちな人」、「応援したい人」、「孤立させたくない人」などを、伝えたい内容によって使い分け、我々の思いを丁寧に述べていくことに至った。また、例えば「孤立させたくない人」は、捉え方によっては、孤立状態に陥っているもしくは陥りそうな学習者とも捉えられる。他方で、そのような学習者を孤立させないように支え共に学び合う学習支援者とも捉えることができる。本報告書では、このことについても丁寧な説明を加えて、わかりやすい表現を心がけた。

エ 「人」から「状況」に視点を変えて

既に述べたように、我々は、地域で行われる学習活動に参加が難しい「社会で孤立しがちな人」に注目し、協議の対象を明確にしようと、その「人」とはどのような人なのか、どのような特徴等があるのか協議をしてきた。また、「社会で孤立しがちな人」の表現についても、それが適切なのか検討した。これらの協議をする中で、孤立しがちな人が存在するのは、決して個人が有する特徴等が原因ではなく、社会環境が変化せず、対応できていない結果ではないか。社会環境が人を孤立させてしまうと考えたら、その社会の状況とは何なのか。「人」に注目して議論を深める過程で、「状況」という新たな視点で「孤立」を捉えるように変化していった。そして、今は孤立していない人でも、何かのきっかけで孤立状態に陥る状況に置かれれば、誰もが孤立するかもしれないことに気づかされた。また、「人」を中心とした議論では、国や県の施策の対象にならない人が、どうしても生じてしまうが、社会が孤立を作り出す「状況」に視点を合わせることで、孤立しがちな全ての人を対象に議論をすることができるようになった。

(2) 孤立を作り出す状況について

ア 「孤立」の捉え方 ~ I C F の考え方を基に~

本委員会の任期前半は、学習活動において「社会で孤立しがちな人」のう ち、学校卒業後の学びの場が十分でない障害のある人に焦点をあて、障害者 の生涯学習推進に向けて協議した。その中で、障害の捉え方として重要とな る I C F (国際生活機能分類: International Classification of Functioning, Disability and Health の略)の考え方を委員会で共有した。ICFの考え方とは、心身機 能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成された生活機能に支障がある 状態を障害と捉え、障害の状態には環境因子等が相互に影響し合うものとし ているというものである。この考え方により、障害のある人が社会生活上で 受ける制限は、社会環境が作り出しており、これを柔軟に変化させることに よって、制限を緩和させたり取り除いたりすることができるという社会に変 わってきた。例えばその一例として、商品選択ボタンの配置を工夫した自動 販売機が挙げられる。従来の自動販売機では、背の低い人や車いす利用者は 上部のボタンを押せず、それらの商品を選ぶことができなかった。ところが、 近年、上部の商品を選択するボタンを中央付近にも配置し、誰もがどの商品 でも選べる自動販売機が導入されつつある。このように、環境を変えること で、誰もが参加できる状況を作りだすようになってきている。

「孤立」も同じことが言える。ある人が「孤立」しているのは、その人を 取り巻く「状況」が作り出している。よって、この状況を柔軟に変化させる ことで、孤立を緩和又は取り除くことができる。このように、本委員会では ICFの考え方を基に「孤立」を捉え、孤立を作り出す「状況」をまとめた。

イ 孤立を作り出す状況とは

前述の(1) イでも触れたように、本委員会で協議する対象を明確にするため、「社会で孤立しがちな人」について、「人」に着目して、どのような特徴等を持つのか議論を始めた。しかし、孤立しがちな人全てを包含する特徴等を明確にし、簡潔に言い表すことは非常に困難であった。

協議が難航しかけていたとき、学習者を孤立させている状況が、孤立しが ちな人を作ってしまうわけで、その状況が何なのかまとめていけばいいので はと、議論の視点を「人」から「状況」へと変える意見が出された。そこで、 我々は学習者の「孤立」を作り出す状況とはどのようなものか、ICFの考 え方を基に更に協議を進め、その「状況」を三つにまとめた。(表 10 及び図 1)

表 10 孤立を作り出す状況

- ①社会全体に困り感の理解が得られていない
- ②学習機会及び活動の情報を届けられていない
- ③ (学ぶ側が) 学ぶこと、つながることへの安心感がない ☆学習機会が十分でない

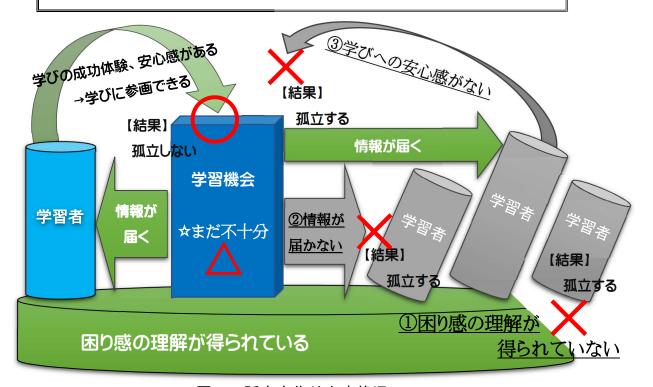


図 1 孤立を作り出す状況

ここで、本委員会の「孤立」の意味を再確認しておくと、「孤立」とは、「参加の意思表示の有無にかかわらず、学習活動へ参加を必要としているのに、参加できずにいること」である。

まず孤立を作り出す状況について述べる前に、生涯学習社会において学習活動を通じた人とのつながりがある人の一例を考える。このような人は、参加しやすい学習機会が身近にあり、その情報が十分に届き、これまでの学びの成功体験から学びの場に参加することに抵抗感がなく、安心して学習活動へ参加できるため、人とのつながりを持つことができる。さらに、この体験から学びへの安心感が積み重なり、好ましい状態が繰り返され、孤立していくことはない。

一方、学習活動において孤立しがちな人は、孤立を作り出す状況の①から③ のいずれかに該当したとき、または複数の状況が重なったときに孤立している と考えられる。

①社会全体に困り感の理解が得られていない

孤立を作り出している根底に、社会全体に困り感の理解が得られていないことがある。共に学び合う学習者や学習支援者を含む社会全体が、孤立しがちな人の困り感を自分事として捉え、十分に理解しているとは言えない。また、困り感を知る機会や手段は幾つかあるが、なかなかそこに目が向けられることが少なく、社会全体に困り感の理解が深まっていない。そのため、学習者のニーズに応えた誰もが参加できる学習機会の整備が十分とは言えず、孤立が生じてしまっている。

②学習機会及び活動の情報を届けられていない

学習活動の情報は数多く公開されている。しかし、受け取る側にとってその内容がわかりやすいものではなく、本当の意味で届けられていなかったり、情報を伝える手段が限られ、情報を必要としてる人に届いていなかったりする。また、逆に情報があまりに多すぎて情報を活用しきれず学習活動に参加できていないこともある。これらを含めて、情報を届けられていないことによって孤立が生じている。

③学ぶこと、つながることへの安心感がない

学習に関する情報が届いて学びの場に参加したが、その場で学ぶことやつながることへの不安が拭えない。また、学びの場に居心地のよさや安心感が得られないために、孤立感が解消されない。そのため、学習活動への参加が続かなくなり、その結果孤立してしまう。

本委員会でまとめた三つの孤立を作り出す状況は、どれも社会の側から変えられる状況であることを強調しておく。この状況を改善し、充実していけば孤立する人たちが減っていくのではないか。次章では、孤立を作り出す状況を打開し、誰一人として孤立させないために、我々はどのようなことができるのかをまとめることとする。

第3章 誰もが共に学び合うための生涯学習社会の形成に向けた手立て

(1)「社会教育」の自由な学び合いで、孤立の「状況」を打開する

今期前半は、社会で孤立しがちな「人」を対象とした生涯学習推進を協議してきた。ここで言う「人」のイメージとしては、障害のある人や経済的に非常に苦しい人など、その多くが福祉分野から支援を受けている人であった。そのため、誰でも学びに参加できる社会教育分野ではあるが、彼らに対する学習機会については積極的に提供することは無く、福祉分野に任せていた面もある。しかし、議論を重ねる中で、協議の対象が、孤立しがちな「人」から孤立を作り出す「状況」に大きく変わっていった。そして、「状況」とは「社会全体」のことであるため、このような人々の生涯学習推進に、社会教育も大きく関わる必要があると強く認識するようになった。

繰り返しになる部分もあるが、社会教育には、教える・教わるという関係性が固定的ではなく、学びの場にいるお互いが学び合い教え合うという特長がある。また、学習者それぞれの自由な学びをその人に合わせた形で提供・支援できるという特長もある。本章では、社会教育が、積極的にこれらの特長を生かして、前章で明らかとなった3つの孤立を作り出す状況を打開し、誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて行うべき手立てを提言する。なお、以下に順次示す取組例は、多くの実践例のごく一部である。各々の状況に応じ参照されたい。

(2) 孤立を作り出す状況を打開するために大切にしたい考え方 ア「社会全体に困り感の理解が得られていない」状況の打開策

(7) キーワードは「体験」「交流」

社会全体に困り感の理解が得られていないこと自体が社会では認識をされていないのではないか、たとえ認識されていても、それは当事者と関わりが深い限定されている方だけではないのか、ということが考えられる。実際、対話による実践と経験に基づいた知恵の交流ができない状況、ICTの急速な普及からくるお互いの困っている

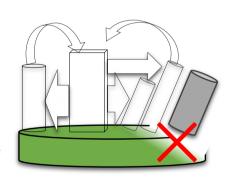


図2 孤立を作り出す状況①

ことを十分に伝えあえない状況下で、困り感の無理解が生じている。

実際に、困っている人や孤立しそうな人を理解するためには、人それぞれの特性(多様性)を実体験から知ることが大切である。このことが基盤となって、孤立しそうな人に関心を持ち、目が向き、孤立する初期段階で何

かしらの対応ができる。これは、個々の持ち味を相互に評価し合っていく地域共生社会の実現のためにも重要である。そのためには、多くの人と関わることを学校教育や野外活動などの社会教育の場で、幼少期から経験することが大切である。現在、既に行われている学校教育における「交流籍」を活用した交流及び共同学習は、幼少期から経験に基づいた障害理解の促進に有効である。交流及び共同学習は、特別支援学校の児童生徒に、居住地の友達と共に学び合う機会を保障しているとともに、その小中学校の児童生徒にとっては、自分の居住地にどういう障害のある友達がいるのかを知り、その友達の特性や困り感を知る機会にもなっている。今後、このような交流を経験した世代が社会に進出し、社会全体に障害のある人の困り感の理解が広がっていくことが期待される。

(イ) 社会教育の取組例





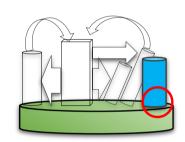


図3 孤立を作り出す状況①の打開策

- ・誰もが、自分が困っていることや自分はこういう特性があるということを 堂々と言える機会を提供する。そのことにより、困り感のあることや特性 のあることを普通のことと思える社会や気軽にお互いに助けてもらえる ような社会の醸成を目指す。
- ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の協議を踏まえ、読み聞かせ 等の住民ボランティアを積極的に活用し、地域住民に障害のある子供たち のことを知ってもらう機会を設ける。
- ・民間団体が行う演劇形式を取り入れた発達障害や知的障害の方を理解する啓発活動を、小・中学校で積極的に行う。
- ・広く社会に、困り感の理解を促すために、まずは一般企業の障害者雇用担 当者に対する理解促進のための啓発を行う。
- ・障害者をはじめとする困り感を抱える方も一緒に参加する講座を数多く 企画し開講する。このような共に学び合う講座に参加することで、色々な 人と触れ合い、お互いを認め合う経験が増え、理解につながる。
- ・上記の実際の事例の一つとして、M市内の各小学校の体育館を会場に、障害者及びその学校の児童が参加できる運動会を実施してきた。一緒に参加できる、輪投げ、ボール運び、パン食い競争、紙飛行機を作って飛ばす等

の種目を取り入れていた。最初は、障害者と児童の交流も少なかったが、一緒になってスポーツをすることを通して、互いに打ち解け合い、非常に楽しく活動できるようになった。参加した児童や障害者だけでなく、障害者が通う施設職員からも好評であった。

- ・実際に、共に学び合う体験が提供できないとしても、障害を題材としたテレビドラマなど、メディアを活用した障害理解も有効だと思われる。
- ・障害者の生涯学習の現状や実態について、当事者がどのぐらい困っている のか、実態調査(事例調査)を行う。実態から見えてくる改善点を強化する。
- ・「学ぶ」とは能動的な行為である。この学びを体験することによって、世界が広がり、人生が豊かになり、さらには、自分を客観的に見れるようになり、社会の構成員としてより良く生活していけるのではないか。このことが、困り感の理解にもつながると考えられるため、あらゆる学習機会の提供をさらに促進することが重要である。

イ「学習機会及び活動の情報を届けられていない」状況の打開策

(ア) キーワードは「一人一人」「当事者の目線」

孤立させたくない人を訪問し手を差し 伸べたからといって、最初からすぐに話を 聞いてくれるとは限らない。何回も足を運 んで、信頼関係を少しずつ築いていくと、 そのような人たちも、本当に自分のことを 考えて声をかけてくれているのだと分か ってもらえ、必要な情報を受け入れて支援 等に応じてもらえるようになる。このよう

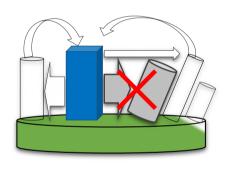


図4 孤立を作り出す状況②

な丁寧な対応が何よりも大切である。また、孤立している人にとっては、 福祉による基本的な支援があって、社会教育が成り立つと考えられる。例 えば民生委員が一人一人の家庭を訪問して、その様子を伺う中で、ひきこ もり、認知症、発達障害などの障害のある人たちに直接お会いして、それ ぞれに必要な学びの場を紹介して、その人たちが、少しずつそういう場に 目が向くようになり、ようやく社会教育を受けられるようになると考えら れる。

また、情報を発信する側として、受ける人の立場になって情報を発信することが非常に大切である。この情報を受け取った人が、どんな解釈や印象で受け取るのか、この伝え方で分かってもらえるのかなど、受け手・当事者の状況を考えた「相手の目線に立つ」情報発信が必要である。孤立さ

せたくない人それぞれの事情は千差万別であるが、その一人一人の状況を 理解し、必要な情報を選んで、その人の立場に立って情報を伝えることが 重要である。

(イ) 社会教育の取組例

一人一人・当事者の目線

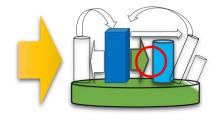


図5 孤立を作り出す状況②の打開策

- ・地域の孤立しがちな人の情報を持つ民生委員と社会教育関係者が連携し、個人情報に配慮しながらも、効果的に情報を届ける。
- ・F市においては、地区の住民が、まちづくりセンター等(まちづくりの活動拠点である施設)の運営を担い、行政と対等かつ同じ目線で、地区の課題解決の取組を推進するためにこの施設を活用していく事業に取り組んでいる。福祉的な課題がある地区によっては、社会福祉協議会との連携も一つの進め方として挙げられる。一方で、福祉行政では、生活支援体制整備事業の一環として、第2層と言われる各地区を圏域とする住民が主体となってその地区の困り感のある人たちを支援していく取組をしている。それらを通じて、地区住民がこの地区の実情を把握し、孤立しがちな人などの個人情報が入ってくる。そこで、学びの場を企画する運営側が、例えば地区の班長や区長たちから、その人たちの同意を得て、それらの情報を入手し、それらを基に情報を的確に届ける手立ても考えられる。
- ・移動や外出、他人との面会や接触に大きな困難を抱えている人には、 オンラインや ICT を活用して情報提供を行う。

ウ「学ぶこと、つながることへの安心感がない」状況の打開策

(7) キーワードは「学ぶ楽しさ」「居場所づくり」

ここで示した安心感には、学びそのものに対した安心感と、共に学び合うことに対した安心感の2つの意味が含まれていると考えられる。学習は、基本的には自由意思のもとで行うもので、その中では、これらの安心感の状況はいろいろであることを考慮する必要がある。

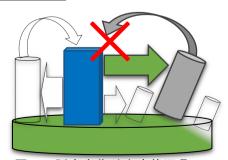


図6 孤立を作り出す状況③

実際に、学ぶことへの安心感について見れば、初めて学びの場に参加す るときには誰もが勇気を要し、最初は不安でも、自分のペースで取り組む ことで徐々に安心して学びに参加できるようになる場合もある。学びの場 に参加するまでの過程は人それぞれである。この学びへの安心感は、学び の達成感にも通ずる。学習者が、受け身の姿勢では、安心感、達成感、喜 びは湧かない。安心感や達成感をつかむためには、学習の内容や学ぶ活動 がおもしろい、学んだことが生かせる、喜びが味わえるような、学習者が 主体的に参加できる学習プログラムを組むことが重要である。このことを 前提として、既に学校では、子供たちの「学ぶことが楽しい」と思える機 会を数多く提供し、その素地を培い、さらに主体的に学びに向かう姿勢が 身に付けられるような教育が行われている。ただし、障害のある人等孤立 しがちな人にとって、最初の一歩を踏み出すことは大変である。初めて経 験することが大変で、そこを無理強いしてしまうと嫌になってしまう。例 えば、スポーツに参加すると言った場合、プレーすることだけが参加では なく、見ることも参加と捉えると、まずは知る、それから見ることが学び となる。それが積もり重なると、「やってみようかな」になり、「やってみ たら楽しかった」、そして、「またやりたいな」になっていく。スポーツ活 動の参加には、「知る」とか、「見る」とか、「聞く」ことからもスタートで きる学びの場があるといい。

次に、つながることへの安心感について見ると、つながり共に学び合うことが孤立を解消する1つの手立てになっているという事例も多数存在し、それらを積み重ねていくことが、今後学びの場に参加しようと考えている人の助けになっていくと考えられる。ただし、そのような学び合う場は、初めはただ集まるだけの居場所でもよい。その居場所では、自分の価値感を伝えながら、人の価値観や気持ち、時間を共有できたとき、人は生き生きするのではないか、そんなことがいろいろな人とできたらいい。一方で、自分の考えを伝え合うような活動でなく、スポーツ等で楽しく交流するなど、気楽にその場に参加して帰れるような場でもよい。PTA活動においても、保護者の中には、コミュニケーションを図ることが苦手で孤立しがちな人がいると感じるが、そのような保護者でも、ただ集まれるような場所があることが大切である。現代社会においては、身近な地域に、家庭以外でただ集まれる居場所があることを人々が求めている。

(イ) 社会教育の取組例

学ぶ楽しさ・居場所づくり

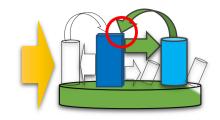


図7 孤立を作り出す状況③の打開策

- ・学習の内容や学ぶ活動がおもしろい、学んだことが生かせる、喜びが味わ えるような、学習者が主体的に参加できる学習プログラムを組む。
- ・オンライン上の学びの場に、誰でも気軽に参加でき、参加する学習者同士 をつなぎ、学びを深めるファシリテーターがいる様々な内容の学習プログ ラムを提供する。そこで学ぶ経験を重ねていくことで、学ぶことへの不安 が軽減し、将来的展望が広がる。
- ・大人たちが余裕をもって見守る中で、子供たちが誇らしく感じる学びが行われ、もっと学びたい、もっと知りたいと、自分から学んでいこうという力を身に付けるような学習プログラムを作成する。
- ・難しい条件等なく、誰でも、ただ集まれる身近な居場所を、PTA等の社 会教育関係団体等と行政が連携して、継続的に提供する。
- ・居場所づくりに関しては、社会福祉協議会が活動しているところである。 例えば、特に学習プログラムを設けていない居場所のような場をつくって いる。一方で、何のプログラムもないと、「何しに来たのか分からない」と いう人も中にはいる。しかし、障害があるとか、なかなか人とコミュニケ ーションを図ることが難しい人たちにとっては、自分の関心のあるものを 楽しめる場は大切であり、そのような居場所づくりも進めている。
- ・S市東地区おやじの会による「何にもしない合宿」は好事例の一つではないか。
- ・個々に寄り添う対応が、学びの場を保障することができる。ひきこもりが ちな方等を対象にした決まった学習プログラムのない居場所に行きたい思 いはあるが、なかなか自分一人では通うことができない方に対して、一部 経路を職員が一緒に移動をするきめ細かな対応をした。その結果、その方 に心理的な安心を与え、通うことができた事例がある。人員確保の難しさ はあるかもしれないが、もし個々に寄り添う工夫が少しでもできると、そ の人たちが大きな一歩を踏み出すことにつながる。

(3)「学習機会・施設」の充実に向けて

アキーワードは「連携」「人材」

今後、全ての人が参画し、共に学び合う状況を作りだすためには、旧来の体育的文化的地域イベントではなく、時代にもニーズにも合った学習機会を創出する必要がある。そのためには、対話という相互作用から学び、気づきを生み出す営みである、生涯学習・社会教育事業を展開することが重要である。その事業を誰もが参加しやすいものとするためには、(1)頼もしい人、楽しい人のところには人が集まる。まずはひとづくり。(2)形は柔らかく、楽しい場づくり。(3)主催者の意気込み、姿勢が見える継続性。(4)場づくりの大切さを分かってもらい、参加者や協力者を広く募る広報。の四つの要素がある、対話を大切にした取組が有効だと考える。教育や学習の固定概念にとらわれることなく、学習者理解に努めようとする関係者が、必要な部署と連携し、学習者のニーズに合った学習機会を充実させていくことが重要である。

イ 社会教育の取組例

連携 • 人材

連携による学習機会の提供

- ①静岡県障害者就労研究会と県内の大学が連携した「学ぶって楽しい!ー大学で学ぼうー」の実施により、障害のある方々に対して学校卒業後の生涯学習の機会を提供し、約20年間継続してきた取組である。学習者の声を基に学習テーマを設定するため、この場に対して学習者が更なる安心感を持ち、楽しみに参加できている。また、移動が困難な方々の学びの場の拡充として、障害児・者施設を会場に同様な学びの場を提供している。同時に、興味関心がある一般の方や大学生等の一緒に活動するスタッフ(人材)を募集し、人材発掘の機会になっている。
- ②障害者のサッカー活動の充実に向けて、地域のプロサッカーチームとの 連携によって障害のある子供たちのサッカー教室や大会が開催されてい る。様々な分野で教育行政と事業所が積極的に連携していくことで、障 害児・者の活動の場が広がっていくと考えられる。

社会教育施設の充実

①誰もが学習活動に向かっていくために、一言で言えば、社会教育施設を 充実させればいいということに尽きる。例えば、社会教育施設として図 書館を挙げれば、対面による貸出サービスだけでなく、ICT を活用した オンライン上の貸出サービスの充実、テーマ別配架の企画や図書館便りのデジタル配信等、新しい時代にあった図書館のあり方をもっと工夫できるといい。しかも、それは図書館をよく利用する人たちも含めて、住民参加型でサービス内容を充実していくといいのではないか。つまり、身近な社会教育施設において、時代や住民のニーズに合わせ、学びたい人が学びたいときに十分に学べる取組が充実していけばいい。また、これらの取組は、従来の社会教育施設のあり方や縦割り行政の枠にとらわれず、各施設の創意工夫が認められるといい。そういう気運を作ることで、間接的に孤立しがちな人を学習活動に向かってもらえるようになるのではないか。

②図書館運営の工夫として、時間や空間を区切ることで、静かに読書することが苦手な人たちも本に親しめる環境を用意してもいい。また、ある一定の条件を満たした本ならば、万が一書いてしまっても折れてしまっても問題ない本を置いてもいいのではないか。図書館は静かに利用する、本は丁寧に扱うという考え方は大事だが、いろいろと柔軟に考えることが重要である。

社会教育施設における情報発信

図書館も含め、徒歩圏内にある社会教育施設は、不特定多数の人が数多く訪れる身近な場所であり、チラシ等による情報発信には大変適した場所である。例えば、図書館の開館時間は基本的に昼間の時間帯であるため、その時間に図書館を利用される方の中には比較的時間のゆとりがある方がおり、そこからボランティア精神のある方たちが興味を持ってくれたり、協力者になったりと、学びの場の主催者と協力者がつながる場所になる。

公費に過度に依存しない財源確保

施設のバリアフリー改修など、財源の議論も不可避である。全て税財源では時間がかかりすぎる。改修にかかる財源は当該施設の管理設置者が出資するのが原則ではあるが、その財源確保だけでなく、パラスポーツの普及啓発やパラアスリート育成には、企業の継続的な支援や、個人からの寄付など、公費に過度に依存しない財源確保についても現代的な手法を外国の事例も参考にしながら検討してみてはどうか。

・ICT 活用による学習機会の保障と拡大

①不登校やひきこもりがちな児童生徒、または登校はできるが教室の中に 入れない児童生徒がいる。普段の対面による授業が、常にオンラインで も配信され、そのような児童生徒の学習機会が自宅などでも保障される と、少しずつ学習を始められるのではないか。 ②特別支援教育の場で、更にオンラインの活用が図られること。オンラインを介した対面だからこそ、緊張することなく交流が促進されたり、学校に通うことが難しい訪問教育の障害が重篤な児童生徒との交流ができたりと、学習に広がりが生まれている。

・多様な人材の育成

- ①生涯学習の場を構築する人材の育成については、県主催の研修等で、社会教育主事や社会教育士、家庭教育支援員が、孤立しがちな人の参加も想定した学びの場をつくるノウハウを学び合い、生涯学習社会の形成に向けて核になる人材を、時間をかけて育てていくことが、実効性のある未来につながるのではないか。
- ②今後生涯学習社会の推進には、その学習を支援する人と「学習支援ロボット」などのツールが、両輪として必要になってくると考えられる。おそらく先行して活用が進むだろう介護支援ロボットのように、生涯学習の場面でも学習活動に対して何か障害をサポートしていく技術が普及していくことになるだろう。学習する、しないは自由だが、学習したいが、そのための支えとなる使いやすいツールや学び方がないので、学べないということは問題がある。これから民間の先端の力も借りつつ、そのようなツールの開発をやっていくことが必要なことではないか。
- ③パラスポーツ団体に携わる者は教員や教員経験者が多い。地域の人材を発掘・活用しようと、スポーツ指導員を養成し有資格者が増加しているが、実際にパラスポーツ団体に出向いてくれる人が少ないので、連携を図って、団体と指導者のマッチングができるといい。
- ④障害者の生涯学習の推進は、知識も課題も幅広く深いものであり、独自の資格に位置づけて講習会を実施するなど、体系立てて進めるといい。小中学生、一般の方、ある程度専門知識がある方とレベルを分け、初級、中級、上級のような形で知識の整理をして学べるといいのではないか。自治会の役員等の受講を斡旋すれば、障害に関する理解を深める具体策につながるのではないか。

(4) 孤立を自分にも起こり得る状況と捉えて、お互いに認め合い学び合う 社会へ

2年間の議論の最大の成果は、学習を最も阻害する孤立が、個人の問題に 起因するのではなく、条件が整えば、誰にでも起こり得ることであると委員 全員で認識し、その打開策を、本章にて、孤立を作り出す三つの状況に絞っ て提示できたことである。

この三つの状況は、どれも、当事者すなわち学習者の立場に立って、初めて理解できるものである。何か困ったなあと感じる気持ち、必要な情報に出会えない状況、周りに対する不信感、どれもが、一人一人(学習)行動を起こそうとしたときに生じる状況や感情である。その一人一人の理解に努め、存在を認め合い、寄り添って、学習行動へといざなうことが、今後の生涯学習支援には重要と考える。

とかく、支援側に立ち、支援・提供する役割を担うようになると、自分自身も学習者であることを棚に上げて、孤立している人に何かしてあげよう・やってあげよう、何かしてあげた・やってあげた、という意識を持ちやすくなる傾向があるのではないか。そのような意識に、支援を受ける側は敏感である。支援策自体は素晴らしいものであっても、必要な人には届かなくなってしまう。くまなく支援を届けるためには、自分自身も一学習者であり、孤立を作り出す状況に遭遇すれば孤立に陥る可能性のある己自身であることを前提に、自分自身の問題として、丁寧に一人一人にアプローチすることが、支援において何にも増して必要であろう。

第37期静岡県社会教育委員会を終えて

「地域に暮らす障がい者と高齢者の生涯学習」

伊藤 富代子

民生委員として、地域に暮らす障がい者と高齢者の生涯学習について考えて きました。

私たちが知り得る障がい者の皆さんは、既に何らかの団体に属しており、生涯学習の機会があると思います。そして、新たに障がい者になった方は、必要に応じ関係機関につなげ、その後は地域に暮らす皆さんと同じように生活の見守り・支援活動をしています。また、高齢者においては、認知症・フレイル状態だけでは障がい者とは言えませんが、その後他の病気が併発し障がい者になる方が、コロナ禍、自粛生活で増加してきました。そのため、早期発見はご本人・ご家族のその後の生活に大きく関係してきます。

そこで社会福祉と関連しますが、私たちは早期発見や予防の必要性を感じ、「元気で住み慣れた自宅でずっと暮らしていく」ために、地域で介護予防のデイサービスを行っています。そこに継続で参加している人たちは学びの場としての満足度が、次につながり上手く循環しています。しかし「孤立させたくない人」を社会参加(教育)に向かわせることはとても大変です。民生委員には学びの情報を届ける役割もあります。根気よく訪問し、話を聞いて参加の意向を示してくれても少しの不都合で気持ちが変わることもしばしばあります。ひきこもりではないが、社会参加を望まない方もいます。高齢者にとって社会参加が元気な源であり、生涯学習と言えるのではないでしょうか。

「PTAとして」

谷口 明

私は静岡県PTA連絡協議会会長という立場で、第37期静岡県社会教育委員会に出席させていただきました。議論の中で特に「社会で孤立しがちな人」、「孤立」を作り出す状況について、私自身も改めて深く考えさせられる時間を委員の皆様と協議・共有させていただきました。

県下約27万人の保護者からなるPTA組織の中でも、いじめや家庭環境、メンタリティ・共生力における子供たち・保護者の「孤立」や「孤独」は大きな問題として挙げられています。そのような中で他分野の多くの委員の皆様からのご意見に大変感銘を受け、私自身の活動にも生かせるような考え・想いをいただく事が出来ました。

現在保護者や子供たちが抱えている問題は深く、中々目に見えるものではありません。問題を抱えていても伝えることが出来ない、言いづらい、伝える相手がいない、等の思いから生まれて連鎖する負の社会・環境を少しでも緩和・ケアできるような組織を作って行きたいと強く感じます。一人では出来ない、でも仲間がいれば出来る、を念頭に置き活動して行ければと考えます。

また、現在そしてこれからも時代に合わせて多くの問題、それに対する協議も増えてくると思いますが次世代に繋げていく為にも真摯に向き合っていきたいと思います。

「交流が生むもの」

大石 博之

日頃、地域学校協働活動や公民館活動等の社会教育行政に携わる傍ら、市内 の一小学校の災害対策支部長として地域の防災にも携わらせていただいてい ます。

地区まちづくり協議会の防災部の皆さんと定期的に運営マニュアルの見直 しをしており、役員や避難者にどう動いてもらうか、地域住民に災害へいかに 備えてもらうか等、毎回熱心に議論しています。発災時を想定しながら「こん なことも必要だね」と意見を重ね、どう関心を喚起するかアイデアを出し合い、 冗談に笑って雑談に花を咲かせる中にいると、これがまちづくりそのものであ り、生涯学習活動だと実感します。

交流は、人や活動の良さに気付くきっかけとなり、共感や活力を生むように思います。委員会活動の中で、困り感の理解を広げる打開策の一つは交流ではないかと意見が出たとき、その大切さを意識させられました。それは、交流イベントではなくてもグループワークのような部分的な交流活動でも展開可能です。今後の取組に活かせればと思います。

この2年間、正副委員長や委員の皆様、事務局の皆様には、多々学ばせていただきました。誠にありがとうございました。

この度、社会教育委員を仰せつかり、いつもは学校教育に携わっている自分が、社会教育について広く考える貴重な機会をいただきました。誰もが共に学び合う生涯学習社会の形成に向けて、義務教育は、「学ぶことが楽しい」「もっと学びたい」「友達や地域の人と一緒に学びたい」という思いをどの子も持てるよう支援する、とても重要な役割であるという認識を強めることができました。子どもたちの「学びは楽しいものだ」という思いが、生涯に渡る学びの素地となり、将来どのような立場や場面になったとしても、学ぶことを続けられる大人に育つ原動力になるのではないかと思います。これからも学校教育において、生涯に渡って学びを止めず、変化の激しい社会を生き抜くことができる人を育てられるよう努力していきます。

また、地域社会がこれからも学びを支える場と様々な手段を提案し、広く門戸を開くとともに工夫して周知することで、誰もが安心して学ぶことができるしくみをさらに発展させていくことを切に願います。2年間、勉強させていただきありがとうございました。

「すべての人を取りこぼさない地域コミュニティの形成」

笠井洋一郎

私は、まちづくりの分野から、地域コミュニティというフィールドで、だれー人取り残さず、地域の課題解決を、行政と市民が共同で取り組むまちづくり活動推進計画を担っております。地区に住む市民も、人見知りの人や、逆に活動に積極的に参加してくれる人など様々で、地区を取り巻く環境も、会社や学校、商店や農家など多様である中、そのすべての人や環境を取り込み、それぞれの特技や特性を生かし、地域の課題解決の目標を共有しながら住みよいまちづくりを進める取り組みを進めております。

第37期静岡県社会教育委員会では、まちづくり行政の当事者という立場からこの委員会に参加させていただき、初回の障がい者の生涯学習というテーマから、9回目の委員会では、社会で孤立しがちな人についてなどを話し合い、すべての人を取り残さないための協議が、様々な分野からの意見を織り交ぜてしっかり議論できたことはとても素晴らしく、自分にとっても大変参考になり、今後の取組に生かせるものでありました。

私が担っているまちづくりは、広い意味での生涯学習であると感じており、 分野で言えば、地域行動学科であると思います。形成された地域の中で、様々 な立場の人が、知恵を出し合いそれぞれの特技や個性を寄せ集め、地域の課題を解決し、より良い住環境を作り上げるプレイングゲームのようなものである と例えられます。

このゲームを、皆が楽しく進められそして、参画できる環境を整えられるよう、今回の委員会で授かった知恵を加味しながらこれからも情報発信していきたい思います。

「誰もが幸せを感じる学校」

片岡 佳美

「笑顔あふれ、お互いに尊重し助け合う学校」

「共生社会(インクルーシブ)・多様性(ダイバーシティ)を推進する学校」 「個人と周囲の人や社会の幸福(ウェルビーイング)をかなえる学校」 これは、私の勤務する学校の経営テーマです。

県立特別支援学校においては、一人一人の豊かな人生の実現を目指し、持てる力を最大限に伸ばす教育を目指しています。常に変化し予測困難な社会を生きる子供たちには、様々な困難に直面しても解決に向けて挑戦し続け、学び続ける力が求められています。学校での、やった・できた・もっとやりたい、を繰り返し、主体的に学び続けることの喜びを身に付けた子供たちは、学校教育を終えた後も、地域社会の中で、様々な人と関わりながら学びを続け、自らの人生を自らの力で切り開いて行くことでしょう。

障害がある人には様々な障壁があります。第37期の委員会では、障害がある人もない人も共に学び合う社会教育のあり方を様々な立場の委員の皆様の目線から議論してきました。その中で、視点が「人」から「状況(環境)」に変わっていったことが印象に残っています。環境調整等により障壁が障壁でなくなり、だれもが幸せを感じる生涯学習社会を目指し、これからも情報発信に努めていきたいと思います。

社会教育委員の職務は社会教育法第17条で規定されていますが、社会教育の範囲は非常に広く、私が社会教育委員をお引き受けした二十数年前は何を していいのか自問自答しながらの委員生活でした。

そのうち何でも社会教育だからとの思いを抱き活動してきましたが、今振り返ればいつの間にか自分の中で社会教育のテリトリーを決め、その中で活動をしてきたのではないかと感じています。

静岡県社会教育委員を拝命し、今期は孤立しがちな人の生涯学習・社会教育の取組の諮問を委員の皆様と一緒に協議してきました。この、協議をしていく過程の中で、孤立しがちな人をサポートするのは福祉分野の人が支援できる体制や仕組みがあればほぼ解決でき、余り社会教育の分野には関係ないのではと思っていましたが、視点を変えることで、人との関わり合いからその作り出される状況を考えると大いに社会教育にも関係してくる課題があり、関与することの必要性があることを気づかせてくれたのがこの委員会でした。

最初から固定観念や先入観に捉われず、ちょっと目線を変えてみることが 大切で、それにより見える景色も変わってくるのではないでしょうか。非常に 範囲の広い社会教育だからこそ、広い視野で、また視点を変え自分事として捉 えることが肝要です。私たちに出来ることから実行し、地域社会にも自分事と 思わせる情報発信を行い関心を持って頂くよう、取り組んでいきたいと思っ ております。

「だれもが学べる場・気軽に寄れる居場所を」

髙橋 久美子

この度、第37期静岡県社会教育委員会に障害者の親の立場から参加することになり、障害者の生涯学習について考える機会をいただきました。調べていくうちに、障害者が学校を卒業した後の学びの機会が少ないことに気が付きました。わたしが所属している浜松市浜松手をつなぐ育成会では、本人部会と言って障害のある人たちが楽しめる行事を行っていますが、地域の協働センターなどで行われている生涯学習に参加している人はほとんどいませんでした。それには、現地に行くのが困難だったり、周りに迷惑をかけるかもしれないという不安や、一般の人対象で内容が難しいなど様々な理由がありました。わたしたちは ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health) の考え方をもとに、議論を深めていきました。障害のある当事者側で

はなく、社会側にある問題として人や環境を変えていくことの大切さを知りました。

後半の「社会で孤立しがちな人」についても同様に ICF の考え方から、「人」から「状況」に話が変化していきました。最近は diversity (多様性) という言葉も良く聞かれるようになり、世の中にはいろいろな人がいることを周りが認め、孤立しそうな人に目を向けつながることへの安心感を提供していくことにより孤立が防げると感じました。

2年間会議に参加し、自分自身の活動を振り返り、改めて知的障害や発達障害について知ってもらう啓発活動を続けていくこと、誰もが気軽に寄れる居場所が増えていくことに力を入れていきたいと思います。

「時代が変わっても、変わらず大切にしたいこと」

堀場美和子

『ふれあい・いきいきサロン』をつくろう、そんなキャッチコピーが全国社会福祉協議会から発信され、『サロン』活動が啓発されたのは 1990 年代の半ば、四半世紀前のことです。「歩いていける範囲で日常的に集まっておしゃべりできる場所があったらいいね」そんな思いに共感してくださった住民の皆さんの手で、全国各地に数多くの『サロン』が開設されました。

当初は高齢者が集う場として始まったこのサロン活動が、子育て中の親子、 障がいのある人、ひきこもりがちな人、はたまた対象を特定せず誰でも参加し てよい場所など、その場を必要とする人たちの手で、『サロン』『居場所』『カ フェ』など、名称も内容も様々に変化し広がっていきました。最近は ICT の普 及により、インターネット上で集うなど、その形式も様々です。

これまで様々なサロン的な場を開催する中で、いろんな笑顔に出会えた幸せを思い返したとき、そこに変わらない大切なものがあることに改めて気づかされます。「来てくれてありがとう」「ありがとうって言ってくれてありがとう」20年前も今も、お互いが支えられていることに気づき、そのことを共感できた時、心が温かくなります。

ICT の普及は、遠くに暮らす人とのつながりを日常化し、すべての人のスマートな暮らしやすい環境をさらに進化させてくれるものと期待しています。同時に、人と人とが歩み寄りおっかなびっくり言葉を交わしながら、丁寧に関わっていくことを大切にし続けたいと改めて感じています。

おわりに

「社会教育もアップデートを」

諮問題にある「全ての人が参画し」「共に学び合う」ことの大切さと難しさを 再認識した2年間であった。地域で、学校で、家庭で、それぞれの知見や体験を もつ委員の意見交換を通して、社会教育の裾野が広がりニーズが多様化してい ること、しかし現状の制度や仕組みはニーズに追いついているとは言えないこ と、その狭間で「孤立」する人がいることが確かめられたのは、この報告書の通 りである。

第7回委員会では「社会で孤立しがちな人」についてグループワークで自由討論した。個人的感想ではあるが、具体的事例を知るにつけ孤立が他人事でなく、孤立予備軍が少なくないと身につまされた。情報通信機器の発達で一見つながりやすくなったような社会が、皮肉なことに孤立を生み出している。受け手の身になった情報発信が重要である。

審議を通して、社会教育システムを持続可能にするには、時代をつかんだ意識 改革や施設整備、県と市町の連携、庁内の部局横断的取り組みが不可欠だという ことが改めて浮かび上がった。時代の潮流に向き合うこと、その先に目を凝らし、 未来を引き寄せることが社会教育にも求められている。

一方、時代を超えて受け継いでいかなければならないものもある。

作家・脚本家の向田邦子さん(1929~81 年)が小学4年時のことをエッセー「ゆでたまご」に書いている(1977 年発表、新潮文庫「男どき女どき」所収)。 その大要は次の通りである。

同級生の女の子「I」は片足が悪かった。片目も悪かった。体は小さく、勉強もできなかった。身なりは不潔で性格もひねくれていた。「かわいそうだとは思いながら、担任の先生も私たちも、ついIを疎んじていたところがありました」。「これみんなで」。秋の遠足の朝、Iの母親が級長の向田さんに大きな風呂敷包みを押しつけた。古新聞にポカポカと温かい大量のゆでたまごが包まれていた。一瞬ひるんだが、頭を下げている母親にいやとは言えなかった。遠足の列が歩き出すと、大きく肩を波打たせてついていくIの姿を、母親は校門の保護者たちから少し離れて見送っていた。別の日、運動会の徒競走で。ほかの子はみなゴールしているのに、Iは片足を引きずってよろけているように走っていた。走るのをやめようとした時、担任ではない年配の女教師が飛び出して一緒に走り出した。完走のご褒美の鉛筆を、校長はいすから立ち上がり体をかがめて手渡した。

戦前、昭和14年ごろの話だろう。「愛」という字からこの二つの光景が浮かぶ

と向田さん。「私にとって、愛は、ぬくもりです。小さな勇気であり、やむにや まれぬ自然の衝動です」。

紙幅を費やしてしまったが、社会教育も「ぬくもり」が大切であることは論を またない。

「孤立しがちな人」「孤立させたくない人」の議論と、このエッセーに通底するものを感じる。担任でもないのに口うるさいと児童から思われていた先生が一緒に駆けだした場面、目の高さを同じにしてIちゃんをたたえた校長先生の姿、それを小学生ながら目に焼き付けた向田さんに、「孤立させたくない」思いの具体的イメージが感じられる。

第37期の期間中、新型コロナウイルス感染拡大や1年延期された東京五輪・パラリンピック開催、岸田文雄政権発足、ロシアのウクライナ侵攻、安倍晋三元首相の選挙演説中の銃撃死、円急落と物価急上昇など、いずれ現代史の転換点と記録されるであろう大きな出来事が相次いだ。県教育委員会関係では、JR東静岡駅隣接地(静岡市駿河区)に移転する県立中央図書館の令和8年度完成に向け、整備計画が4年3月に公表された。また、県立夜間中学は令和5年4月に磐田市に本校、三島市に分教室が開校する。社会教育委員会が一部委員がオンライン出席して行われたことも、ここに記録しておきたい。夜間中学は戦争の混乱で義務教育を受けられなかった人のために戦後間もなく設けられたが、時代とともに新たなニーズが生まれた。文部科学省の調査よると、全国の夜間中学で学ぶ約1,700人のうち8割が日本国籍でない生徒だという。多文化共生が進み、在住外国人とその子女の学習機会の保障は「誰一人取り残されない」ために喫緊の課題である。多くの職種でもはや不可欠の存在となっている技能実習生についても、政府が進めている制度見直しをにらみながら、様子見、受け身ではない現場の準備が必要となる。

障害者、高齢者、外国人、さらに全ての人を孤立させないために、社会教育も絶え間なく変化する現状から目をそらすことなくアップデートが求められる。それを継続的にできるかどうかは地域の魅力づくりに直結する。新型コロナウイルス感染症をきっかけに働き方や価値観が変わる中、生涯学習の機会が充実した地域は定住人口も交流人口も確保できるのではないか。地域社会は壁や天井のない教室に例えられよう。時代のニーズにこたえる社会教育システムは地方自治体の魅力を高め、持続可能なまちづくりに寄与する。施設整備や人材育成を限られた財源の中で進め、「誰もが共に学び合う生涯学習社会」にどう近づけていくかは、首長や議会の教育に対する熱量にもよるだろう。最近の国際情勢や国内の社会経済情勢に鑑みれば、平和と豊かさを確かなものにしようという持続可能な開発目標(SDGs)の基盤として教育の重みはますます増している。

今後、各自治体で持続可能なまちづくり・人づくりと社会教育の果たすべき役割を議論する場において、「人」から「状況」に視点を切り替えるなどした今期委員会の成果が役立つことを願ってやまない。歴史の転換点になるであろうこの時期に、次代につながる議論ができたと考えている。

(巻末資料1)

第37期静岡県社会教育委員会中間報告 ~これまでの議論の整理~

1 障害者の生涯学習推進に向けて

諮問内容にある「誰もが」とは、貧困や障害、国籍等に左右されることなく、この地域で暮らす全ての人を表している。前期(第36期)社会教育委員会では、貧困を抱えた子供や保護者への社会教育からのアプローチを協議する中で、必ずしも全ての人が学びに参画できていない現状を把握した。一方、本県の特別支援学校在籍者数は5,040人(令和3年6月)で、年々増加傾向にあり、10年前に比べ約800人増加している。また、近年の障害のある人をめぐる社会情勢の進展に伴い、本県において障害者の生涯学習を推進することは重要であると考える。「文部科学省障害者の学びに関する当面の強化策2019-2022」では、「都道府県、市町村に期待される取組」として、県の教育振興基本計画等への障害者の生涯学習に関する目標や事業を位置づけることが期待されている。このため、今年度、県の教育振興基本計画が見直されるため、第37期社会教育委員会では、まずは、障害者の生涯学習に焦点を当て協議することとした。

2 議論の整理

(1) 障害への視点を変えて

障害の有無に関わらず共に学び合う生涯学習社会の実現(共生社会の実現)には、「障害」の捉え方や障害のある人への支援の考え方等の視点を変えることが重要である。

ア 障害に関する今日的な理解を促す ~ I C F ! の考え方を手掛かりに~

近年、国内外において、障害のある人の社会参加の進展により、その人たちの権利や尊厳を大切にしつつ社会のあらゆる分野への参加を促進することがますます重要となっている。このような時代背景に合わせて、障害の捉え方も変化している。十数年前までは、ICIDH²の考え方を基に、疾病等が原因で生じる機能障害と、それによる能力障害や社会生活上の不利益を合わせて障害と捉えていた。そして、障害による社会生活上の不利益は、本人の疾病等に基づくものとし、環境的因子は考慮されていなかった。しかし、現在では、ICFの考え方を基に、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成された生活機能に支障がある状態を障害と捉え、障害の状態に

¹ 国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health)の 略。2001 年 5 月に WHO 総会で採択。

² 国際障害分類(International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps) の略。1980 年に WHO が発表。

は環境因子等が相互に影響し合うものとしている。つまり、障害のある人が 社会生活上で受ける制限は、社会環境を柔軟に変化させることによって、制 限を緩和させたり取り除いたりすることができるという考え方に変わって きた。このICFの考え方を反映させた一例として、商品選択ボタンの配置 を工夫した自動販売機が挙げられる。従来の自動販売機では、背の低い人や 車いす利用者は上部のボタンを押せず、それらの商品を選ぶことができなか った。ところが、近年、上部の商品を選択するボタンを中央付近にも配置し、 誰もがどの商品でも選べる自動販売機が導入されつつある。このように、環 境(社会)を変えることで、誰もが参加できる状況を作りだすようになって きている。

また、このような障害の捉え方の変化に伴い、特別支援教育も変わってきている。これまでは、機能や能力の障害に基づく社会参加の困難を可能な限り克服し、社会に適応していくために必要となる力を身につける教育が行われてきた。しかし現在では、これまでの教育を大切にしながらも、一人一人の困難さがどこにあるのかを環境因子等とのかかわりなどを踏まえて十分に見極めながら、個々の実態に応じた指導内容を設定する一方で、必要な支援について社会の側に求めていくなど(合理的配慮)、本人ができることを最大限に伸ばして社会参加の質を向上していく教育が行われている。

したがって、様々な場で行われる障害者の生涯学習を推進するためには、まず障害に関する今日的な理解が重要である。しかし現状は、このような理解が十分には進んでおらず、障害のある人の社会参加が妨げられ、場合によっては差別等の一因となっている。また、地域の中で障害のある人との接点は限られており、地域住民にとって障害のある人に関連する地域課題は関わりが難しいという意識がある。しかし、多様化に対し、少しずつ社会の意識も変わり始め、障害の有無に関係なく、全ての人が個々の特技や特徴を生かして社会を構成していく時代を迎えつつある。委員による事例報告では、障害のある子とない子が共に自然体験活動に取り組む中で、自然と相互に配慮し合い交流が深まる事例や、障害のある人の仕事に向き合う実直な姿勢に刺激を受け、障害の有無に関係なく相互に仕事への意識を高め合う職場の事例が報告された。

障害に関する今日的な理解を深めるためには、正しい知識を得ることや、様々な場で展開される教育の機会の中で、多様な人との共生・協働する経験が重要である。特に、幼少期から誰とでも自然な形で交流し、相互に学び合う経験を重ね、共生意識の土台をつくることが大切である。さらに、誰もが生涯にわたって主体的に学び続けるためには、幼い時から学ぶことの楽しさを継続して経験することも大切である。また、それぞれの個性を認め合い、

障害のある人も含め、誰もが共に地域で暮らす住民同士である意識を持って、 社会参加の困難さを相互に支え合うことが大切であり、そうした地域社会を つくることが重要である。

イ 当事者の目線から始める

障害のある人も対象とする学びの場はあるが、障害のある人の目線で学習内容や実施体制を考えたとき、一部の分野に内容が偏っていたり、付き添いや送迎の面から参加が制限されていたりなど、必要な配慮(支援)が用意されておらず、誰もが参加できる体制が整っていないことがある。また、支援が用意されている場合でも、事前にその体制の周知がない場合もある。その結果、障害者自身も地域等で実施される防災訓練への参加が難しいという事例もある。

障害のある人が学びの場に参加できるよう、当事者が何を求め、何に困っているかを丁寧に聞くなどして、学習ニーズや参加者が限られている原因を把握する必要がある。また、当事者にとって大事な情報として、施設などの物理的な環境や支援体制があり、それらが事前に分かっていることが重要である。さらには、その情報伝達の仕方も大切で、当事者の目線になって学びや支援を準備することが求められる。

(2) 学びを支える場と人々

時代が急激に変化する中、障害の有無に関わらず、誰もが共に認め合い支え合う地域づくりが非常に重要であり、地域における学びに共に参画し、学びを深めることが大きな役割を持つ。

ア 連携により共に学び合う場の充実に向かう

これまで社会教育分野において、障害のある人が参加しやすい体制を整えた学びの場が十分にあったとは言えない。近年、障害のある人が対象の学習機会や、スポーツ・芸術分野の学びの場が増えつつあるが、それ以外の分野も含めまだまだ十分とは言えない。障害の有無に関わらず共に学び合う場を考えたとき、学校教育では「交流籍」を活用した交流及び共同学習の場があるが、地域社会ではその数が限られている現状がある。

共に学び合う場を充実させるには、今日的な障害の捉え方を理解するなど、 社会における障害に対する意識の変容が大変重要である。そのためには、学 校教育で行われる共生教育や福祉教育の場を更に充実させ、お互いを認め合 い、関わり合う経験を、社会における学びに延長させたい。そして、その経 験を生かして、地域社会において、障害の有無に関わらず、全ての人がお互 いの能力を出し合い、支え合う学びの場を創出したい。なお、新たな学びの 場として、ICT を活用してオンラインで参加できる場や、ICT を介した意思 の表出などその人の力を発揮できる学びの場等が考えられる。さらに、学びの場の充実を妨げる障壁を無くすために、行政と地域住民、障害者支援を進める福祉部局と教育部等、実効性のある連携が必要不可欠である。また、行政と社会福祉協議会等の民間との連携や、今後更に連携を推進する具体的な仕組みの構築も重要である。

イ 多様な人材を育成する

障害のある人の学びの場は、参加できる場が限られているため、当事者もしくは一部の支援者(保護者や特別支援学校教員経験者、福祉分野のボランティア等)が、自分たちで学びの場を企画し運営に取り組んできた。社会教育・生涯学習施設等では、障害者の生涯学習を支える人材が十分に確保されてこなかった。また、地域住民においては、障害のある人への理解が進まないこともあり、この分野の地域課題に関わる人は決して多くない。こうした状況は、若年層も含め人材を発掘・育成することを困難にしている。

今後、障害者の生涯学習を推進するためには、様々な角度から学びの場を 支える人材が必要である。一部の担い手が支える現状から、地域住民が参画 し、教育行政が積極的に支援する仕組みの構築が必要である。学びの場を実 際に運営する担い手だけでなく、移動手段を支える人、学びの相談や当事者 に学びの場を丁寧に紹介する人等、多様な人材を発掘・育成することが必要 である。また、学びを創出する際に、当事者の力を生かしていくことも大切 である。さらには、担い手と多様な地域の人材をつなげ、地域での学びを充 実させる推進役として、社会教育主事や社会教育士の活用も考えられる。

3 今後の議論

これまでの議論を土台に、障害のある人に限らず、地域において困難を抱えがちな人々へのアプローチを、さらに具体的に検討していきたい。なお、この検討は、全ての人々に個別最適な学びを保障しようとするこれからの公教育を支える重要なものと考えている。

(巻末資料2)

第37期静岡県社会教育委員

(任期:令和2年11月1日~令和4年10月31日)

	氏 名	現職	委員の構成
1	かとう ままこ 伊藤 富代子	静岡市民生委員児童委員協議会常任理事	家庭教育
2	いまがま しんや 今釜 伸也	静岡県PTA連絡協議会顧問(~R4.3)	家庭教育
	たにぐち あきら谷口 明	静岡県PTA連絡協議会会長(R4.4~)	水处牧自
3	大石 博之	掛川市教育委員会教育政策課 社会教育室長兼社会教育係長	社会教育
4	大川美紀	富士市立富士見台小学校長(~R4.3) 沼津市立第一中学校長(R4.4~)	学校教育
5	かさい よういちろう 笠井 洋一郎	富士市市民部まちづくり課長	社会教育
6	かたおか よしみ 片岡 佳美	静岡県立富士特別支援学校副校長	学校教育
7	さとう まなぶ 佐藤 学	静岡新聞社編集局次長兼論説副委員長 兼編集委員	学識経験者
8	◆白木 賢信	常葉大学教育学部教授	学識経験者
9	サザき かずゆき 鈴木 一行	牧之原市社会教育委員長	社会教育
10	たかはし くみころ 高橋 久美子	浜松市浜松手をつなぐ育成会副会長	家庭教育
11	堀場 美和子	掛川市社会福祉協議会生活支援係長	社会教育
12	◇松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部教授	学識経験者

◇委員長、◆副委員長 役職は令和4年10月現在

(巻末資料3)

第37期静岡県社会教育委員会 審議経過の概要

開催会	開催日	協議内容
		・委員長、副委員長選出、委員自己紹介
然 1 🗔	R2. 12. 14	・社会教育委員会の役割及び諮問内容説明
第1回 		・社会教育について(社会教育課の取組・第 36 期報告書概要)
		・静岡県が目指す生涯学習社会について
ケのロ	DO 0 10	社会教育団体の令和3年度事業概要と補助金
第2回	R3. 2. 19	・障害者の生涯学習について(現状把握)
		・令和3年度社会教育課所管事業の説明
第3回	R3. 4. 16	・障害者の生涯学習について(ICF とは、県内の特別支援教育の
		現状、第7期県生涯審答申の概要)
	R3. 6. 25	・障害者の生涯学習について(第7期県生涯審答申と県教育振
第4回		興基本計画(第3期計画)について)
		・第37期社会教育委員会中間報告に向けて
第 [] 司	R3. 8. 20	・第37期社会教育委員会中間報告(案)について
第5回		・障害者の生涯学習について(連携等の協議)
第6回	R3. 10. 5	・障害者の生涯学習について(具体的な方策の協議)
WO E		・社会で孤立しがちな人の生涯学習について(多文化共生等)
第7回 R3.12.7 ・社会		・社会で孤立しがちな人の生涯学習について(グループワーク)
*** o 🖂	R4. 2. 25	・「社会で孤立しがちな人」について
第8回		・社会教育団体の令和4年度事業概要と補助金
	R4. 4. 28	・「孤立しがちな人」及び「孤立」を作り出す状況の検討
第9回		・報告書骨子(案)の検討
		・令和4年度社会教育課所管事業の説明
笠10回	R4. 6. 30	・誰もが共に学び合う生涯学習、社会教育の取組について
第 10 回		・報告書骨子(案)の確認及び報告書第2章(原案)の検討
第11回	R4. 8. 25	・全ての人が参画し共に学び合う社会教育のあり方について
第 11 回		・第 37 期報告書(案)の検討
第 12 回	R4. 10. 25	・第 37 期報告書(最終案)の確認

(巻末資料4)

第37期静岡県社会教育委員会ワーキンググループ会議 審議経過の概要

【ワーキンググループ委<u>員】</u>_____

氏 名	現職	委員の構成
 te b j	静岡新聞社編集局次長	学識経験者
工厂厂 子	兼論説副委員長兼編集委員	1 he/UT-6/4 D
しらき たかのぶ 白木 賢信	常葉大学教育学部教授	学識経験者
松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部教授	学識経験者

【審議経過の概要】

開催会	開催期日	協議内容
1)	R3. 3. 2	・今期委員会の協議の方向性について ・第37期中間報告に向けて(第3回~第5回の協議 内容検討)
2	R3. 7. 15	・これまでの議論の整理 ・第 37 期中間報告(案)の検討及び作成
3	R3. 11. 9	・今後の協議の具体的な方向性について(第7回以降の協議内容の検討)・第7回委員会の運営について(グループワークについて)・第37期報告書骨子の検討について
4	R4. 3. 25	・「孤立させたくない人(案)」の表現について ・孤立を作り出している状況(案)について ・第 37 期報告書の骨子(案)について ・報告書の執筆分担について (分担)「社会教育委員を終えて」全ての委員(WG委員を除く) 「はじめに」白木委員、「おわりに」佐藤委員 全体監修 松永委員
5	R4. 9.28	・第37期報告書(最終案)の検討

使ってみよう、 でかさしい日本語。

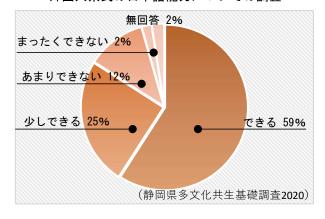
静岡県に住む外国人に一番伝わるのは、実は、日本語です。

静岡県に住む外国人の国籍は、ブラジル、フィリピン、ベトナム、中国など120以上の国と地域に上ります。

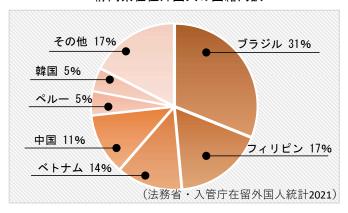
国籍を見ると、上位9ヵ国(約86%)は 英語を母語としない国です。「外国人には 英語」と言う考え方は、必ずしも正しいと は限りません。

多言語への翻訳にも限界があります。

外国人県民の日本語能力についての調査



静岡県在住外国人の国籍内訳



一方、静岡県多文化共生課の調査では、 「やさしい日本語なら理解できる」と答えた外国 人県民の割合は、全体の、84%にもなります。 (話すことが「少しできる」「できる」と答えた方)

「簡単なわかりやすい日本語で情報を伝えたり、 コミュニケーションをとることが有効である」と 言うことができるのではないでしょうか。

「やさしい日本語」を知っていますか。

「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。外国人、子どもやおとしより、障がいのある人など、様々な人に役立つ表現方法の一つです。

「やさしい日本語」への変換例

み=にナー*=コューノナ*ユー・

住所をご記入ください。

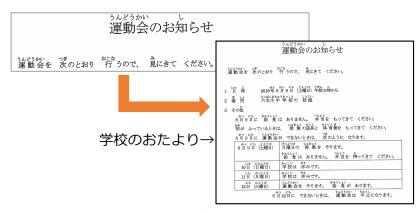
_す か 住んでいる ところを 書いてください。





「やさしい日本語」で、広がるコミュニケーション。

「やさしい日本語」は、行政だけでなく、日常の様々な場面でコミュニケーションの手助けになります。 外国人だけでなく、子どもやおとしより、障がいのある人のためにも、有効です。





おもてなしの場面で↑



災害時の避難所で↑



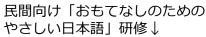
入ることは できません
□ コロナウイルス (COVID-19) で
病気の 人が 増えて います。
しばらくの間 この建物に
入ることは できません。

↑観光施設で

静岡県は、「やさしい日本語」の普及に取り組んでいます。

「言葉の壁のない静岡県」を実現するため、静岡県では、行政職員や民間の方向けの研修会の開催、「やさしい日本語」の考え方をわかりやすく伝える動画の作成など、「やさしい日本語」の普及に取り組んでいます。

行政職員向け研修↓











↑普及動画「話そう、やさしい日本語。」 「やさしい日本語」の考え方がわかります。





←イメージキャラクター「やさ日富士夫くん」と 「やさしい日本語 | ロゴマーク











静岡県立ふじのくに中学校(夜間中学)を開校します



「夜間中学」とは

このような人が 勉強しています

- ✓ 様々な理由で義務教育を修了できなかった人
- ✓ 不登校などのために、ほとんど学校に通えなかった人
- ✓ 日本や本国で義務教育を修了していない外国 籍の人

夜間中学は昼間の中学と 同じ「中学校」です

- ✓ 週5日間、授業があります
- ✓ 教員免許を持つ先生が教えています
- ✓ 全ての課程を修了すれば「中学校卒業」となります
- ✓ 授業料や教科書代は、無償です

2023年4月、夜間中学「ふじのくに中学校」を開校します! ー「学ぶ喜び」の実現を目指してー

ふじのくに中学校の概要

- ✓ 2023年4月に開校 (県立での設置は全国3例目、東海北陸地方初の設置)
- ✓ 広域のニーズに対応するため、2 教場を同時設置
- ✓ 「静岡式35人学級編制」を実施

入学対象(学区指定なし)

- ✓ 県内在住の15歳以上
- ✓ 日本又は海外で9年間の義務教育未修了者(形式的卒業を含む)
- ✓ 外国人は、在留カード所持者



発 行 静岡県教育委員会社会教育課(静岡県社会教育委員会事務局)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電 話 054-221-3160